

耶律楚材と萬松行秀

原 田 弘 道

となる。

『元史』は彼の生い立ちと、その辺の消息を

明昌元年六月二十日、耶律楚材（字は晋卿一一九〇一一二四四）は父契丹人金朝の宰相履（字は履道。諡は文献）、母漢人楊氏のもとに生れた。時に父の履が近親者及び周辺の者に「われは年六十にして此の子を得たり、わが家の千里の駒なり。他日かならず偉器材となり、かつ當に異国の用となるべし。」因りて左氏（『春秋左氏伝』襄公二十六年）の『楚は材ありといえども晋実にこれを用う』より取り、もって名字とした

と、『中書令律公神道碑』に見える。

引き続き「公（楚材）生まれて三歳にして孤となる。母夫人

楊氏誨育つぶさに至る。やや長じて学を努むることを知る。

年十七、書として読まざるところなし」（『中書令律公神道碑』）

と。父の予言通り金朝より元朝に仕え、世界に未だ曾て存在しなかつた連邦共和国制による蒙古大帝国建設の礎を築くこ

耶律楚材、字晋卿、遼東丹王突欲八世孫。父履、以學行事金世宗、特見親任。終尚書右丞。楚材生三歲而孤。母楊氏教之學。及長、博極羣書、旁通天文・地理・律曆・術數及釀老・醫卜之說。不以筆爲文、若宿構者。金制、宰相子、例試補省掾。楚材欲試進士科。章宗詔如舊制、問以疑獄數事。時同試者十七人。楚材所對獨優、遂辟爲掾。後仕爲開州同知。（『元史』列傳卷三三）

と進士の科を試み、十七人の中で独り優れ、遂に辟せされ天子の命により、官に任せられることにて掾となり、開州同知の官職に就くことになる。

貞祐二（一二一三）年、金の皇帝宣宗は蒙古軍の侵入により汴（開封、河南省）に移る。

貞祐二年。宣宗遷汴。完顔復興行中書事、留守燕。爲左右司員外郎。（『元史』列傳卷三三）

異母兄弟の長兄弁才と仲兄善才の二人は皇帝に従うが、楚材は左右司員外郎となつて、燕京に残る。時に二五才、この時仏道修行を願つていた楚材は終生の知己となつた清渓居士陳秀玉（時可）と聖安寺澄老師の推挽をうけて、萬松行秀（一六六一一四六）の門に俗弟子として入ることが出来た。

『湛然居士文集』卷九「陳秀玉に戯る ならびに序」に

僕、いまだ万松に参ぜざりし時、秀玉、盛んに老師の徳業をたたえり。爾後、少しく受用を得たりしは、みな清渓、導引の力なり。つねにこれにこたえんと欲するも、秀玉、ついに一だに指に染めず。ゆえにこの詩を作りもつてこれに戯る、

と、万松の会下に投じてから、已に受けとめるところがあつたのは、清渓居士の導きによるものであつたと述懐している。

同様に「萬松老人評唱天童覚和尚頌古從容庵錄序」に澄老師の推薦を受けて万松の会下に入った消息を、楚材は

予老矣。素不_レ通_レ儒。不_レ能_レ教_レ子。有_ニ萬松老人者_ニ。儒_ニ兼備。宗說精通辨才無礙。君司_レ見_レ之。予既謁_ニ萬松_ニ杜_ニ絕人迹_ニ屏_ニ斥家務_ニ。雖_ニ祀寒大暑_ニ。無_ニ日不_レ參。焚_レ膏繼_ニ晷。廢_レ寢忘_ニ餐者幾三年。

と示し、更に嗣法を受け、湛然居士從源の法号を下されたことについて、

謬破_ニ法恩_ニ。謬膺_ニ子印_ニ。以_ニ湛然居士從源_ニ曰_レ之。其參學之際。

機鋒罔_レ測。變化無_レ窮。巍巍然若_ニ萬仞峯莫_ニ攀仰_ニ。滔滔然若_ニ萬傾波莫_ニ能_ニ涯際_ニ。瞻_ニ之在_レ前。忽焉在_レ後。廻_ニ視平昔所學_ニ皆

塊礎耳。噫。登_ニ東山_ニ而小_ニ魯。登_ニ泰山_ニ而小_ニ天下_ニ者。豈虛語哉。

時に二七才。これより先二五才の楚材が万松の会下に在つて坐禅しているとき、太祖が金を汴梁に亡ぼしたと伝わる。

『湛然居士文集』十「西菴上人（賈搏霽元帥、楚材の門人）に、旧使^モ十三賈韻で寄せた詩」其の四に記している、楚材は後にこの太祖に仕えることになる。

一方湛然居士の万松門下に入門の消息は、万松が『湛然居士文集』に序文で述べている。即ち、

湛然居士、年二十有七、顯訣を萬松より受く。その法は死生を忘じ、身を世よりはずし、毀譽に動ぐあたわず、哀樂をも入るあたわず、湛然、大いにその心を会し、精究して神に入る。ことごとく宿学をして、寒暑をおかし、昼夜なきこと三年。ことごとくその道を得、萬松まのあたりに衣領を授け、之を目して湛然居士從源となせり。いにしえの宗師より公侯に印證し、四知を明白にすること、かくのごとき者なし。湛然これよりみずからを嗣法の弟子從源と称す。古の公侯より、宗師に承稟し、四知を明白にせし、またかくのごとき者なし。

と湛然居士は二十七才のとき悟りを万松よりうける。仏法は生死という対立を超えて、一身を世俗より解放し、毀譽に動搖せず、哀樂もつけ入ることのできない世界である。湛然は万松の意中を理会し、密々に参究して絶対境に到達できた。そのためには、それまでの学問を放棄し、孜々として参すること三年。ために、万松の仏法を残らず身につけることがで

き、万松は直々に袈裟と付法の偈頌を授け、湛然居士從源の居士号を与えたとあり、両者の記述はほど一致しており、その消息がより明確に理解できるのである。

万松は更に「このように勝れた弟子は嗣法の四十一人中に居なかつた」といゝ、「萬鍛の炎鑪は、蚊蚋をとどめず。むべなるかな、子の信ぜられがたきを。吾れ來者を待つこと、千載に一人。あにひとり子のためにのみ設けんや。」(『領中書省湛然居士文集序』)と贊えている。

丁度その頃イスガイベハズルの息子テムジン(一一六七一一三二七)が全ての部族を集め、クルリタイ(蒙古族の族長会議)を開催し、チンギス・ハンと名のり、太祖西征(一二一九年)の発端となる。太祖チンギス・ハンに楚材を推挙した人物

は、西遼(遼の王族出身耶律大石が西域のグスオルドに建てた国)の契丹人、サマルカンド攻略の指揮官耶律阿海だといわれる。⁽³⁾楚材が見出されたのは、楚材の側(万松行秀や耶律阿海)の因縁と太祖側の因縁(易占、天文、史文、曆数の専門家)とが熟した結果と見るべきであろうか。古来、一国興亡隆替の鍵は、たつた一人の人間にある。楚材は、正しく恒河の砂から選ばれた一粒ともいえる。太祖との出会いを『元史』は、

太祖定_レ燕、聞_ニ其名_一、召_ニ見_之。楚材身長八尺。美髯宏聲。帝偉_レ之曰、遼金世讐。朕爲_レ汝雪_レ之。対曰、臣父祖嘗委質事_レ之。

既爲_ニ之臣_一。敢讐_レ君耶。帝重_ニ其言_一。處_ニ之左右_一。遂呼_ニ楚材_一。曰吾圖撒合里_ニ而不_レ名。吾圖撒合里、蓋國語長髯人也。

と、太祖が燕京を平定するや、かねて楚材の名声を聞いていたので、桓州の行在所に彼を召した。楚材は身長八尺、長く美しい髯をし、音声が大きかった。帝はこれを偉として言った、「遼と金とは代々の仇敵である。朕はいま金を平げ、汝のために讐を雪いだのである」と。これに対しても楚材は対えて言つた。「私の父も祖先も、かつて一身を捧げて仕官しました。どうしてその君主たるものに讐をいたしましょうや。」帝はこの言葉を重しとし、彼を左右に侍らせた。楚材を呼ぶにウト・サカルといつて名を呼ばなかった。ウト・サカルというのはモンゴルの国語で「長い髯」ということである。

二

楚材がチンギス・ハンの招きに応じたのは、一にこの仏法を世法に通じさせてみたいがためでもあつたであろう。二つには、人間の平等と能力差による適材性を無視し、ひたすら旧習の墨守に腐心している国家群及び民俗集團こそ、旧来の陋習と偏見を退治せしめねば、人間および民族の平和と活性化是不可能だと判断した結果に由るものと考えられる。

彼の政治活動の基本姿勢は『湛然居士文集』十三「寄_ニ万松老人_一書」に、

嗣法の弟子從源 頤首再拜し 師父丈室より手教を受けたまわる。弟子に諭及するに儒をもって國を治め、仏をもって心を治め

よとの語あり。二を破り三となすに近きか。仏道をかがめもつて儒情をとなう、これもまた弟子の行權なり。教に云わざや、無能の無能。任公の餌を投するにたらざるなり。ゆえにこの語をもつて東教の庸儒に餌づけ、道を信ずるの漸となせり。然りといえども、仏道をかがむるにあらざるなり。この道はもつて心を治むるにたらず、僅かによく天下を治むれば、まことに道をおさむるもの餘澤なり。戴經に云えらく、その國を治めんと欲せば、先づその心を正しうす。いまだ心を正すことあらずして天下は治まらざるなりと。ここに知りぬ天下を治むるの道は、心を治むるの兼ぬるところとなすのみ。普門三十二應を示現す。法華は世を治め生をたすべく、みな正法にしたがう。あに仏事門中不捨一法にあらざるものならんか。孔子夷齊の賢をたたえ、仁を求めて仁を得、死して怨みとせず。

とあり、「儒を以て国を治め、仏を以て心を治む」とあり、政治への大道は、仏治心をもつてすべきで、儒教は仏法に通ずるとする見方である。「叛道忘本」（同卷十三）であつてはいけないとする。このことは湛然居士が政治の上では、儒家的政治国を第一とし、仏教（この場合曹洞禪）は個の修養の為にすることを意味している。すでに『金史』卷九の章宗三年の条に、

已尚書省奏言事者、謂釈道之流、不拜父母、親屬敗壞風俗、莫此爲甚、礼官言、唐開元二年勅云、聞道士女冠僧尼、不拜二親、是爲而忘其生、傲親而徇於末、自今以後並聽拜父母、其有喪紀輕重、及導屬禮數、一准常儀、臣等以爲、宜依典故行之制可、左丞

（金）守貞言上……
臣百問、所以救之、之道竟不能言、上曰方今政欲知其弊とあり、「沙門不敬王者」論が、唐代では僧道が両親を拜するのを黙認し、儒的な礼概念と仏教とを一致せしむべきことを説くまでに至つたが、それら中国倫理実践上親不拜の弊害をなくすことはやはり、仏教もそれに従い、生きることであると述べ、金朝もこの精神で政治を行つたことが述べられてい(4)る。

これは後にモンゴル政府の基本姿勢ともなつたが、楚材は宗教を形而上の問題にとどめ、形而下的な政治経済その他の分野に利用することを極度に警戒した。とくに政治に参画する官吏は、大いなる自己（仏性）に目ざめた者でなければならぬ。自己の本分を知らぬ者は、小兒、小人の類で人の上に立つことはまかりならぬとした。

こんな若き楚材に全幅の信頼を寄せた太祖の炯眼を見逃すわけにはいかない。太祖はかつて「軍国の庶政はことごとく楚材に任せよ」と命じた。命ぜられた楚材はボハラやサマルカンド（汗の統治した国、塞外民族の首長が統治した国）の幕舎にあり、被征服民族の統治は間接統治にした。つまり征服地の最高行政及び軍務以外の実務は、すべて汗国王とその配下の現地人の官吏に任せたのである。楚材は「西域河中十詠」として、「其の九」に、

寂寞たり 河中府、聲名 昔日より 聞こゆ。城隍 眇瞓につら
なり、市井なれば丘墳たり。食糀は斤をはかりて賣り、金銀は麥
を用いて分かつ。生民きたることおそきを怨み、簞食もて 吾が
君に謁せり

と唱い、河中府はひつそりとしている。この地の評判は、昔
から有名であった。城のまわりの空ぼりは、農村に通じ、ま
ちなかの大半はお墓と化している。食糧は、斤単位のはかり
売りであり、貨幣がないため主食の麦で交易している。人民
は、我が軍が入城してくることの遅かったことを怨み、お腹
をへらしたまゝ吾が陛下にお目通りを申し入れた、と進駐の
様子を描いている。

こういった背景のもとに間接統治が行われていたことが理
解できるのである。

楚材は中書令として補佐役に徹した。補佐役として重要な
ことは、他人と功績を競わないことだ。小さな不満、まだ目
立つてはいないが組織全体に鬱積する問題点などを発見し修
正するためには、特定の分野や機構に不利益を与えることも
多い。従つて、その事の成就が補佐役個人の功績となれば、
たちまち反感反発が生じる。だから補佐役は常日頃から「決
して功を競わぬ人」と信じられていなければならない。

チンギス・ハンは死に当つて、後継者に選んだ三男のオゴ
タイ・ハン（太宗）に楚材を指し示して、云つた言葉が残さ
れている。『元史』に

壬午八月、長星見西方。楚材曰、女真將易主矣。明年、金宣
宗果死。帝每征討、必命楚材一ト。帝亦自灼羊胛、以相符應。
指楚材謂太宗曰、此人天賜我家。爾後軍國庶政、當悉委
之。（列伝卷三三）

とある如く、「この人は天が我が家に授けた重要な人材だ。
全てこの人の言うことに逆らってはならない」と云い置いた。その耶律楚材が生涯の座右銘としたのは、

常曰、興ニ一利不レ如レ除ニ一害。生ニ一事不レ如レ省ニ一事。任尚
以班超之言爲平耳。千古之下、自有定論。後之負レ譴者、
方知吾言之不レ妄也。⁽⁵⁾

と「一利を興すは一害を除くに如かず。一事を生かすは一事
を省くに如かず。」即ち利益となる事を一つ始めるよりは、
従来からの害になることを一つ除いた方がよい、つまり省事
であった。

この一文の淵源は、おそらく『春秋左氏伝』哀公元年の伍
子胥（春秋時代、楚の人。名は員）の言葉「德を植えつけるなら
丁寧に、害を除くなら根こそぎに」に依つたものようだ。⁽⁶⁾
これは補佐役たる者の最も重要な心構えといつてよい。自ら
新しい事業を興そうとか華々しい勝利を得ようとするのでは
なく、どこに問題があり、どれを除けばよいかを考えなけれ
ばならないのである。

世の組織を運営する上で、最も得難い人材は補佐役であ
る。歴史上の物語や記録にも、補佐役がクローズアップされ

ていることは極めて少ない。

それは補佐役の次のような性格と機能から来る必然的な結果であろう。即ち補佐役とは、隠れている小さな問題点や日常的に発生する庶務雑事を発見し、その解消に努める役である。そのため、補佐役の業績は目立たないし、目立たないようにならなければならない。従って外部からはもちろん、組織の内部でも補佐役の功績はほとんど顕在化することがない。

何をしているのかよく分からぬ。兎に角うるさく動き回っているだけという感じになり易い。こうしたことを円滑に行なうためには、補佐役は常にトップと一体化しなければならない。補佐役の任務は、トップの行う総合調整の事前処理であり、その結果必要となる微調整であり、前進するトップの後方固めでもある。それを摩擦なく迅速に行なうためには、問題が顯在化する前に手を打つフロントバンガード（前面防衛的処理）⁽⁷⁾が最善である。

補佐役にとって重要なことは、他人と功績を競わないことだ。しかるに「陽の射すところに影が出来る」の譬えにもれず、楚材の建議が上程可決されることが多い。しかし実施に移るや、この法の被害をもろに受けたのが高位の顕官達であった。ために太宗の親任が昂まるにつれ、楚材に対する中傷、疾視の熱氣は上昇するばかりであった。このような経緯からのやっかみが根深く浸透していった結果、ついに『湛然

居士文集』十四巻の焚書、抗儒に類する此の世からの抹殺につらなる怨讐に転じていったと考えられるのである。

補佐役の第一の条件は「匿名の情熱」つまり自分の功を顕示しないことへの満足感である。それだけに補佐役を使いこなすためには、トップが全幅の信頼を与え、万全の対価を支払うように考えなければならない。太祖チンギス・ハンと楚材の関係は正にこの通りであったと云つてよい。

第二の条件は、トップの基本方針の枠を超えないことである。補佐役は、あくまでもトップと一体なのだから、自ら方針を立てたり、事業や作戦を企画してはならない。このため、名補佐役といわれた人物も、トップを失えば無能になることが多い。耶律楚材も晩年には太宗オゴタイ・ハンの皇后ツラキナに嫌われ、その地位をアブドウール・ラフマンに奪われた。チンギス・ハンほど明確な基本方針のないオゴタイ・ハンの下では、十分な手腕を發揮し得なかつたのではないか。

第三の条件は、絶対に「次期トップ」ではあり得ないことである。耶律楚材や漢の高祖の名臣長子房・蕭何（梁武帝は二五代目の子孫）の場合は、皇室の血統ではなかつたので、「次期トップ」とは思われなかつた。補佐役が次期トップと思われば、現トップとの一体感が崩れ、他者との功を競うことになるからである。

三

中書令として補佐役に徹した楚材は、他人と功績を競わず、太祖の基本方針、企画を超えず、太祖と一体となつていった。しかし彼の特異な所は一番困難な仕事をしていることである。それは先にあげた「省事」の仕事である。これは補佐役たる者の最も重要な心構えといつてよく、しかし最も実行しにくいことである。「浩然を怨む」（『湛然居士文集』一三）の一節に「難きを先にし易きを後にするは 真の交契なり、醉いては許し醒めてはたがう けだし世情ならん」むづかしいことを先にかたづけ、容易なことを後まわしにすることが、本当のよしみである。だが酒のうえではうなづき、正気になるとかぶりを横にふるということ、それはおもうに世俗の常であろうと、恨みを買い易い事、他人から評価されない事であるが、彼はあえてそれをした訳である。

一見消極的な姿勢に見えるかも知れないが、実はそうではなく、楚材のいうのは「なるべく何もするな」の無為の勧めではなく、積極的な事業整理である。今日風にいえば、大胆な行政整理に不斷の努力をせねばならないということである。これは道元の「杓底の残水」の精神にも通じよう。

楚材がモンゴル帝国に仕えた「時代」を考えると、この言葉を説いた人の輝きは一段と増す。それがモンゴル帝国の急

成長期に当たつているからである。そんな楚材を、積極性と活力の塊のようなチンギス・ハンが深く信頼したのであるから、流石に史上の英雄である。

楚材は太祖の西征に従い、諫言をよくした。
及_レ長、博極_ニ羣書、旁通_ニ天文・地理・律曆・術數及_レ釋老・医ト之説_一。

と『元史』（一四六）に云う如く、天文、地理等万般に通じていたので、太祖の西征に有終の美あらしめたが、彼の心魂を養つた基本的なものは、禅に対する不断の深い信仰実践であったのである。

彼の詩「太陽十六題」（『文集』七、宋の太陽警玄が浮山法遠の十六題にならつて学人接得のために示した宗門の玄旨）の「識自宗」（言葉や文字にとらわれないで本来の宗旨を識取体認すること）に彼が帰依した曹洞禅について、唐の洞山良价（八〇七—八六九）のような「平常底」を大事にする宗旨であつたがために華々しさを欠き、落ちぶれ人のような姿を呈してきた宗門であつた。けれどもそこには大悟見性といった精神浄化（カタルシス）とか、奇蹟奇瑞（ミラクル）を笠にして靈感靈能（カリスマ）を説く虚偽威_{ホド}的要素が払拭されている。即ち、
拈華の老子は ただの饒舌 面壁の胡僧は はなはだ賺人_{たんじん}。さら
に著く 洞山の行過水に、吾が宗これより永く沈淪。（『文集』
七、八七）

えている。

更に「活分」(『太陽十六題』)、政治の対象となる一般大衆に為政者の意向を強く打出さないでいて、大衆がとる行動の中にその理にかなつた適切な法を生かしていくことであるが、

垂衣 端拱 佳兵をはづ、文化 優游 太平を致す。昨夜 濛々
として 春雨たり、松筠 花艸 一時にさかゆ。(『文集七』)

君主は、徳をもつて無為にして天下を教化すべきである。なにも強大な武力を備える必要はない。文治こそが最高。たとえば、春雨がしとしと降れば、松や竹、花や草などまで一時に蘇えり、生き生きとしてくるように、徳治文治主義が基本的姿勢であることが分る。

であるから君主は徳をもつて無為にして天下を教化すべきである、文治こそが最高、例えば雨で植物が生返えるように、無心、調心、平常心、平常底、坐禅などと表現は異なるが、意味に違いはない。たゞそれが世法に活用できるか否かが問題で、悟りを世法に生かすことの重要性を唱つている所からもその姿勢が伺えるのである。

だが一方彼は長い遠征の旅(ホムルズ行)にあって、「私は本師万松のもとを離れて西域地方にたゞ一人、精神の空しさを味わうこと数年」と、師にも見放されているのではないかと孤独と寂寥感にさいなまれていたようである。そこで万松

老人に著作の依頼ということになる。

その経緯は『從容錄』の楚材の序文に見える。即ち「萬松老人評唱天童覺和尚頌古從容庵錄序」に、

爾後奉_レ命赴_ニ行在_ニ扈_ニ從_ニ西征_ニ。與_レ師相隔不_レ知_ニ其幾千里_ニ也。師平昔法語偈頌皆法兄隆公所_レ收今不_ニ復得_ニ其藁_ニ。吾宗有_ニ天童者頌古百篇_ニ。號爲_ニ絕唱_ニ。予堅請_下萬松評_ニ唱是頌_ニ開_ト發後學_ニ。前後九書問閑七年。方蒙_レ見_レ寄_ニ。

楚材は万松の会下に投じて得た禪仏法の真髓を西征の兵馬倥偬、戦争のあわただしさの間でも護符としていたれどこそ、内外の苦痛にも耐え忍ぶことが出来た。しかし時に襲う寂寥に耐えられず師の許へ信書を送ること九回、七年の才月を経て成ったのがこの『從容錄』である。そして阿里馬城にて、

予西域伶什數載。忽受_ニ是書_ニ。如_ニ醉而醒_ニ。如_ニ死而甦_ニ。踴躍歎呼。東望稽額。再四披繹撫_ニ卷而歡曰。萬松來_ニ西域_ニ矣。其片言隻字咸有_ニ指歸_ニ。結疑出_ニ眼高冠_ニ今古_ニ。足_レ爲_ニ萬世之模楷_ニ。非_レ師範人天_ニ權衡造化_ニ者_ニ。孰能與_ニ於此哉。予與_ニ行官數友_ニ。旦夕游_ニ泳於是書_ニ。如_ニ登_ニ大宝山_ニ入_ニ華藏海_ニ。互珍奇物。廣大悉備。左逢而右過。目前而心飫_ニ。

と、にわかにこの書を拝領する光榮に接し、まるで酔いから醒めたように、また起死回生の心地がしてきた。小踊りして歎びの声をあげ、はるか東を伏し拝んで感泣し、何回も読み返し、また巻を推し載き賛歎して、万松老漢西域に光來したまえりと云つたと、『從容錄』を手にした感激を述べてい

る。

又この序により、以上の他に万松の侍者法隆を通して法語、偈頌を収録していることが分る。特に、

豈可次世間語言形容其萬一邪。予不敢獨擅其美。思與天下共之。京城唯法弟從祥者。與僕爲忘年交。謹致書請刊行于世。以貽來者。廻序之曰。仏祖諸師埋根于丈。機緣百則見世生苗。天童不合抽枝。萬松那堪引蔓。湛然向枝蔓上更添芒索。穿過尋香逐氣者鼻孔。絆倒行去體妙底脚跟。向去若要脚跟點地鼻孔擦天。却須向這葛藤裏穿過始得。

と、法弟從祥にこの書『從容錄』の刊行を要請して完成したこと。

この書は將来の参禅者の指針となる重要な一書であることが述べられている。

四

『從容錄』は天童宏智正覚（一〇九一一五七）が雪竇重顕（九八〇一〇九二）の「雪竇頌古」——碧巖錄の元となる書——にならって、公案百則を選び、それに頌をつけたものがもとになっている。これが「宏智頌古」であるが、頌古とは祖師の古則公案に偈頌——詩をもつて簡潔に宗旨を述べたものである。その後、万松行秀が從容庵に住して、先の如く、楚材の依頼によつて、批評し提唱したのが『万松老人評唱天童覚和尚頌古從容庵錄』つまり『從容錄』である。

『碧巖錄』は「雪竇頌古」に臨濟宗の圓悟克勤（一〇六三一一三五）が本則と頌に垂示、著語、評唱を加えて一書と成したものであるが、『從容錄』も万松行秀が『碧巖錄』の形式に習つてゐる。

『碧巖錄』の成立が一一二五年、『從容錄』が寧宗嘉定十七年、一二二四年、両書の成立に百年の隔りがあることは、この場合、両者には禅理解の違いが明らかに存する。『碧巖錄』の成った時代は看話禪が成立し、そのテキストとしての意味が強かつたのに對し、『從容錄』は黙照禪の禪風を伝えている書だからである。

看話禪の大成者大慧宗杲（一〇八九一一六三）は公案を學人に課して悟りを開かせようとし、そのためにまず疑团を起こせという。大疑があつて始めて大悟があるのであつて、大悟なきものは禪ではないと主張するのに対し、宏智正覚の默照禪は、別に禪であるからといつて奇抜なものではなく、たゞ坐禪が安樂の法門であつて、仏祖の生命である。坐禪それ自身が悟りであつて、そのほかに悟りがあるとすれば、それは邪法であると主張する立場に立つた。

万松行秀はこの宏智の禪風を受け継ぎ、この立場から成さる。その後、万松行秀が從容庵に住して、先の如く、楚材の依頼によつて、批評し提唱したのが『万松老人評唱天童覚和尚頌古從容庵錄』つまり『從容錄』である。

性格への変化過程に生れた学風であるので、一面霸道の指導原理たる要素も持つており、多くの士大夫などが参じてい
る所からも理解できる（『大慧書』）。後に臨済將軍といわれる
ように活潑積極的で、例えば著語、評唱などに軍略、兵法そ
の他世法の用語が多く用いられていることが予想される。垂
示、本則、頌の各著語に限定していえば、『碧巖錄』は五十
一ヶ所であり、競争否定の温厚な共同体的性格の強い曹洞禪
默照禪に立つ『從容錄』が逆に八十七ヶ所と多くある。これ
は太だ奇異なことである。

その表現されている言句をいくつか挙げれば『碧巖錄』で
は、第三則頌「五帝三皇是れ何物ぞ」、第四則「籌を帷幄の
中に運す」（本著）、「飛騎將軍虜庭に入る」（本著）「敗軍の將
再斬に労すること無けん」（頌著）、第九則「鎧錚手に在り、
殺活時に臨む」（垂）、第十則「陷虎の機」（本著）、第十二則
「殺人刀、活人劍」（垂）、「鉄蒺藜」（本著）、第十五則「一將
求め難し野狐精の一隊」（頌著）、第十八則「賊過ぎて後ち弓
を張る」（本著）、第二二則「賊賊を識る、群を成し隊を作し」
（頌著）、第二四則「曾て鉄馬に騎つて重城に入る」（頌）、「戦
に慣う作家。塞外は將軍」（頌著）、「猶お金鞭を握つて帰客に
問う」（頌）、「狗、赦書を銜む。」「寰中は天子」（頌著）、第三
四則「殺人刀活人劍」（本著）、第四一則「絶世超倫の士と為
つて、逸群大士の能を顯す、……劍刃上に走る」（垂）、第四

二則「戦過ぎて後弓を張る」（本著）、第四三則「蕭何売却す
仮銀城」（本著）、「王勅、既に行われて諸侯、道を避く」
（頌著）、第四四則「鐵櫨、鐵蒺藜」（本著）、「寰中は天子の
勅、塞外は將軍の令」（頌著）、第四七「一般の人を賺殺す」
（頌著）

第五四則「殺人刀活人劍」（頌著）、「千兵は得易く、一将
は求め難し」（頌著）、第五五則「賊過ぎて後弓を張る」（本
著）、五六則「妨げず是れ箇の猛将なることを」（本著）、
「一鎌破三閥」（本）、第五七「鉄蒺藜」（本著）、第六〇「殺
人刀活人劍」（本著）、第六一則「劍刃上に殺活を論じ」「独
り寰中に拠るの事」（垂）、「謀臣猛将」（頌）、第六二則「賊過
ぎて後弓を張る」（頌）、第六五則「双剣、空に倚つて飛ぶ」
（本著）、第六六則「剣を收得せし麼」（本）、第六八則「尽四
百軍州」（頌著）、第七三則「寰中は天子の勅、塞外は將軍の
令」（本著）、第八八則「賊過ぎて後弓を張る」（本著）、第八九
「賊過ぎて弓を張る」（頌）、第九〇則「干戈已に息んで天下
太平」（頌著）、第九一則「僻地裏に官人を罵る」（本著）、「賊
過ぎて後弓を張る、槍を奪却せらる」、「賊過ぎて後弓を張
る」（頌著）、第九四則「一刀両断」（頌著）、第九五則「勾賊破
家」（頌著）、第一〇〇則「巴陵吹毛」（本）、「干将、能く求む
ること莫し」「直饒干将出で来るとも也た倒退三千」（頌著）
等々である。同一言句が何箇所にも用いられている例がある

が、大体の傾向が知れる。

一方『從容錄』についても見てみよう。

第二則「夜光人に投す劍を案ぜざる鮮し」(示)、「猶自ら兵機を説く」(頌著)、第三則「英雄の力重圧を破る」(頌)、「兩重の閂を射透す」(頌著)、第四則「匹馬单槍」(示)、第五則「老将は兵を論ぜず」(本著)、第十二則「子房終に封侯を貴わす」(頌)、第一四則「機を輸す謀主に深意有り」(頌)、「兵を埋んで鬪いを掉む」(頌著)、「敵を欺く兵家に遠思無し」(頌)、「深く虜庭に入る」(頌著)、「発すれば必ず中る」(頌)、第一八則「一言口を出づれば駒馬も追い難し」(頌著)、第二〇「高きに隨い下きに隨つて自ずら平治す」(頌)、第一則「兵を埋んで鬪いを挑む」(本著)、第二二則「這の賊」(本著)、「然も父子師を興すと雖も」(頌著)、「未だ干戈相待つことを免れず」(頌著)、第二六則「路に不平を見て劍を抜いて相助く」(本著)、「為すに勇んで義を見る」(頌)、第二七則「剣下に身を分つ」(本著)、第二八則「会昌沙汰の時、護法善神、甚麼の処に向かつて去るや」(本)、「男兒憤せんば侯に封ぜられず」(頌)、第二九則「官と做ることを会せざれば傍州の例を見る」(本著)。

第三二則「兩重の閂を射透す」(本著)。「強に逢うては即ち弱、柔に遇うては即ち剛、両硬相撲てば必ず一傷有り」(示)、第三四則「若し一塵を立すれば家国興盛す。一塵を立せざれば家国喪亡す」(本)、第三五「相逢うて馬を下りざるは各自に前程有ればなり」(本)、「舌劍脣槍も口を下し難し」(示)、「鉄蒺藜を迸出す」(示)、「鋒鉛を犯さず」(示)、第三七則「馬は是官馬、印を須いづ」(本著)、「眞の白拈賊、甚の見難きことか有らんや」(頌著)、第四〇則「弦筈相衡み」(頌)、「令行の時を看取せよ」(頌著)、第四一則「猶自ら兵機を説く」(本著)、第四四則「糸綸降り」(頌)、「聖旨を聽け」(頌著)、「号令分る」(頌)、「違うこと有れば斬る」(頌著)、「寰中は天子」(頌)、「君は万國に臨む」(頌著)、「塞外は將軍」(頌)、「独り一方を鎮む」(頌著)、第四八則「珠を報ず情城の断蛇」(頌)、「夜光人に投すれば劍を接ぜざること鮮し」(頌著)、第五二則「肘後誰か能く印を分かたん」(頌)、第五六則「下恵は國を出で」(頌)、「相如は橋を過ぐ」(頌)、「蕭曹が謀略、能く漢を成す」(頌)、「巢許が身心、堯を避けんとす」(頌)。

第六〇則「百戦功成つて太平に老ゆ」(頌)、「玉鞭金馬」(頌)、第六一則「快馬鈍坑に如かず」(本著)、第六二則「普州の人賊を送る」(頌著)、第六六則「君臣道合し上下和同す」(本著)、第六七則「刀斧研れども開けず」(頌著)、第六八則「寰中は天子の勅、閻外は將軍の令」(示)、「直に須らく劍を揮うべし」(本)、「若し劍を揮わズんば漁父巣に棲まん」(本)、「牛を払う劍氣、兵を洗う威」(頌)、「太平は本是將軍

の致」（頌著）、「乱を定めて功を帰す」（頌）、「將軍太平を見ることを許さず」（頌著）、第七一則「坦干計の処有りや也無しや」（示）、「子を養つて父に及ばざれば、家門一世に衰う」（頌著）、第七二則「江を隔てて智を闘わしめ、甲を避け兵を

埋む。観面すれば真路実劍を相持す」（示）、第七七則「将相の全才」（頌著）、第八〇則「人を咬む狗は歯を露わさず」（頌著）、第八二則「門を出で馬を躍らして撓槍を掃う」（頌）、「闇外は將軍の令」（頌著）、第八三則「陷虎の機」（本著）、第八五則「密密として金刀剪れども開かず」（本著）、第八六則「殺人は恕すべし」（本著）、「杖瘡猶在り」（本著）、第八九則「一言既に発すれば駆馬も追い難し」（本著）、第九〇則「犬、赦書を銜めば諸侯路を避く」（頌著）、第九二則「睦州秦時の輶輶鑽を拽転し」（示）、第九五則「活人剣殺人刀」（頌）、第九七則「人王と法王との相見には合に何事をか談すべき」（示）、「國を傾けても換うこと莫し」（本著）、「陛下の宝を借せ看ん」（本）、「君王の底意知音に語る」（頌）、「帝業万世の師となるに堪えたり」（本）、第一〇〇則「一言以て邦を興こすべく、一言以て邦を喪うべし」（示）、「此の薬亦能く人を殺し亦能く人を活かす」（示）、「一語、人を傷り、千刀、腹を攬く」。

と、『碧巖録』よりはるかに多く見られるが、「評唱」まで広げれば大変な数に上る。また『從容録』にも、同一言句の

著語が用いられていることが分る。また両書に用いられる著語は、それぞれに明確な特徴、相異は見出し難い。

五

たゞ予想に反して、『從容録』の方が際立つて多い事が判明した訳であるが、これは一体何を意味するのであろうか。万松の門下として仏法を究め、太祖、太宗の幕下に在つて楚材は仏法をどのように世法に生かしてゆくか、もともと政治の要諦として時代が何をどのように求めていたか、彼の胸には絶えず意識されていた問題であつたろう。そのために楚材は、時代相を的確に把握してその目的達成を使命としており、それが儒学、老荘にも通じていた万松の適切な指導を受けたということになろう。

万松は楚材の理想、使命、役割をよく理解しており、故に楚材の状況判断、及び未来展望につながるような意味のある表現を心して用いたものと思われる。つまり仏法を語るに出来るだけ政治、経済、兵法、軍学等の用語、概念、また古事を多用していることが分るのである。『碧巖録』との百年の隔りを考慮に入れても、これは際立つた特徴と云つてよいであろう。

逆に楚材は『湛然居士文集』の中で、万松老人に関する文章及び詩は五八以上に及び、師を慕い思う真情とその仏法へ

の帰依尊重を切々と語り唱つてゐる。例えば『萬松老人萬寿語録の序』に

余かたじけなくも萬松老師に侍し、あやまりて子の印をうく。ちなみに諸派の宗旨を遍閱せしに、おのの長ずるところあり、利いで害したがい、法としてまさにしかるべきのみ、雲門の宗、悟者は之を緊俏に得、迷者は之を識情に失う。臨濟の宗、明者は之を峻拔に得、昧者は之を莽歎に失う。曹洞の宗、智者は之を綿密に得、愚者は之を廉纖に失う。ひとり萬松老人のみ大自在三昧を得、玄微を決択し、曹洞の血脉をまつとうせり、語録を判断するに、雲門の善巧をそなえ、公案を拈提せり。臨濟の機鋒をそなえ、鴻仰、法眼の爐壺、かねて之を有せり。学人をして識情莽歎廉纖の病に墮せざらしむ。真に間世の宗師なり。中秋の日に建州和長円寂のために上堂を略舉していえり。人の問うあり、すでにこれ建州に遷化せしに、なんすれぞ萬寿に設齋するやと、師いう。この夜一輪みつ、清光いすこにか無からんと。また問う、これ尽亡ならず、百日 また周年 大祥にあらず。聞勘して今日 設齋ありしやと。師いう、月色 四時よろし、人心 この夜あまねし。衆中いう、長老座上にて、中秋月の詩を誦す、仏法いすべに在りやと。師いう、萬里この時 同じく皎潔、一年今夜最も分明。この勝因をもって、嚴和公の覺靈をもって 中秋に月をもてあそび、徹曉して樓に登る。たとい兜率に上生し、西のかた淨方に往くも、いまだかならずしも燕京の蒸梨餡棗燶要燒桃を有せまじ。衆中いう、長老はただ食を解説するのみ、纖毫も仏法あるを見すと。師いう、子の證明を謝し即きかつ致さん。なんすれぞ中秋に目を閉じて坐し、さてこそ月に光りなく、餘の勝利あり。諸家の檀信を廻向し、しかく荳角を軟蒸し、雞頭を新煮す。葡萄は顔をとどめ、西瓜は渴をとどむ。無邊の功德は、讚揚をつくし

がたし。たとい今夜天くもるも、暖裏に一般の滋味ありて、たちまち天晴れ月あきらかなるがごとく、管定して點燈をたやす。老師の語録は、この類に似たることもつとも多く、あまねく舉ぐべからず。しばらくいえ五派中これ那の一宗の門風ぞ。具眼者ころみに辨じ看よ。ああ、千載のもと、おのづから知者あらん。

乙未夏四月 湛然居士漆水移刺楚材普卿 和林城に序す。⁽⁹⁾

万松に隨侍し、嗣法をうけ、その老師は臨濟のするどい禪機をそなえ、鴻山、仰山、法眼の氣迫をそなえてい。五百年一人の高僧であると。老師の語録は、仏法を語らずして仏法を語つてゐる趣きがある。これはいつたいどの宗派の宗風であらうか。千年もたてば、きっと自然に万松老人の眞面目を知る理解者が出来るであらうと。

これは一例であるが、即ち万松は出世間にあつて世間法に意を用い、楚材は世間にあつて出世間法——仏法——に意を用いていて、二人が仏法世法不二の思想に立つてゐることが分るのである。『從容錄』と『湛然居士文集』にあらわれた精神は表裏一体をなしてゐるといえよう。

楚材が万松の教えに基き意を用いたのは、軍律の中で上下一体、忠誠一本たるべきこと、上下の信頼政治を密にすること、「令行の時を看取せよ」、仏性思想に基く不殺生の精神とその実践、「太平無事」、野に遺賢ながらしめること、賢人抜擢、「材を量つて職を授くること無きに非す」(一一)、文治を崇ぶこと「心に笑うべし毘耶の老古錐」(六)、現状把握と見

通し「鉤頭の意を領取せよ」（一七）、等の著語にこういった趣旨が伺えるのである。

このように工夫を重ねた楚材であつたればこそ、文化的に粗野であつた蒙古朝をして世界の最高水準にまで上昇せしめることが可能であったのである。ために太祖が後繼者のオゴタイに対し、この人は天が我が家に賜うたものであり、何事もこの人の言に従うようにと、云い遣したのであり、後に二代目となつた太宗は楚材に対し、『元史』一四六に、

丙申春。諸王大集。帝親執觴、賜_二楚材_一曰、朕之所_二以推_一誠任_二卿_一者、先帝之命也、非_レ卿_一、則中原無_ニ今日_一。朕所_ニ以得_レ安_レ枕者卿_ニ之力也。（列伝卷三三）

と、モンゴル帝国安泰の功をたゝえ、深く感謝している。

また西域の諸国及び宋と高麗の使者が来朝した時、

西域諸國及宋、高麗使者來朝。語多_ニ不實。帝指_ニ楚材_一示_レ之曰、汝國有_ニ如_レ此人_一乎。皆謝曰、無_レ有。殆神人也。帝曰、汝等唯此言不_レ妄。朕亦度必無_ニ此人_一。（列伝三三）

と、帝楚材を指して、これに示して、汝の国かくの如きの人あるやと。皆謝して、あるなし、殆んど神人なりと。帝曰く、汝等ただこの言のみ妄ならず、朕もまた度るに、必ずこの人なからんと、云つた。

楚材はこのように政治家、行政官としても欠けたることのない人物。さらに人間としては悟りに徹し、慈悲の心の仏（神人）そのものであり、また学者、芸術家としてもすぐれ

ていた。近隣諸国、或いは遠くローマにまで東方の神人（仏）として伝わっていたのも故なきことではないであろう。

彼が神人といわれる一端は、不殺生の精神の発揚で、具体例を示せば、

近臣別迭等言、漢人無_レ補_ニ於國_一。可_レ悉空_ニ其人_一以爲_レ牧地_上。楚材曰。陛下將_ニ南伐_一。軍需宜_ニ有_レ所_レ資。誠均定_ニ中原地稅・商稅・鹽酒・鐵冶・山澤之利_一。歲可_レ得_ニ銀五十萬兩・帛八萬匹・粟四十餘萬石_ニ足_ニ以供給_一。何謂_レ無_レ補哉。帝曰。卿試爲_レ朕行_ニ之。乃奏立_ニ燕京等十路徵收課稅使_一。（『元史』一六四、列伝三三）

太宋が金の首都汴京の陥落に際し、漢人のすべてを除いて、その居住地域を牧場にせよとの進言があつたが、楚材はこれを拒止し、百四十万の人命を救つたといわれる。

この不殺生命は、太祖、太宗より世祖に至るまで一貫して守られ、世祖が南宋の都杭州に向けて大軍を進発させたとき、總指揮官伯顏に命じた詔は「殺さざれ」であつたといわれる。

とは云つても、彼らは軍事突出国として、強大な軍事力を背景に四隣を平定し従えたのは事実で、決して武力を持たず平和外交だけで、版図を拡張した訳ではない。

ただ太祖とその後繼者は、抵抗した都市や卑劣な人物には俊烈な懲罰をためらわなかつたけど、それ以外には寛大で、大巾な自由を与えていた。特に宗教と文化については、ほとんど何の偏見も持たず差別をしなかつたのである。このた

め、モンゴル王朝では、モンゴル人やトルコ人ばかりではなく、多種の異民族から人材を登用した。金国の女真族や漢人、西方のペルシャ人やアラブ人も多数加わった。その発展に伴って人材も組織も拡大していたのである。その中の楚材の除外省事が意味を持ったのである。

六

こういったことからして、モンゴル人はたゞ単に征服戦争に勝利を得ただけではなく、政治統治の面でも卓抜した能力を示し、新しい機構と方法を生み出したのである。だから広大な領土を百年、所によつては数百年間も安定的に支配し、十三、四世紀の最盛期には、マルコ・ポーロやイブン・バッタダが西方から中国にまで旅行できるほどに治安が良好であった。ペコロッティの『商業指南』には黒海沿岸から中国まで道中は全く安全で、七、八ヶ月で行けることが明らかにされている。このような内政の充実も楚材の努力、その影響があつたればこそであつたであろう。

宗教に対しては始祖チンギス・ハン以来、占領地の宗教を熱心に学び、太祖は楚材から仏教を、全真教の長春真人から道教を、何人かのイスラム僧から回教を学び、いずれも尊重したという。故にモンゴルではほど完全な信仰の自由が認められていたのである。

たゞ楚材は全真教が政治を利用しようと苦肉の策を立て、いたので、彼は宗教の政治への介入を堅く禁じた。故に老子・莊子の説くところは別として、政治的倫理觀から道教の新興宗教である全真教には批判的且つ否定的であった。即ち完全な政教分離政策をとつたのである。

たゞ楚材は長春真人邱處機と詩の応酬をしている。たとえば、三「王君玉（長春真人）の韻に和する詩」、一「金山を通過したとき人（長春真人）の韻を用いての詩」、五「河中府にて春の遊山をこころみ、感ずるところありての詩 五首」、其の三、六「西域にて王君玉の詩二十首に和韻した詩」などに見える。なを楚材の『西遊録』（一巻）は、西征途上の風物見聞記というより、全真教攻撃記とも見られている。

中でもその例として天城（山西省天鎮県）で孔子廟をこわして道觀を建て、仏像を壊し、田圃を農夫より奪つて植えつけをなし、寺院を道觀の庵に改修した道教徒の如きは不俱戴天の徒輩だと極めつけている。なお仏法の立場から長春真人はまことに笑うに値する人物だと賦んだ詩、四「戊子（一二二九）降雨を喜び、馬朝卿の韻を用いて二首の詩を賦む」其の二がある。

楚材は、道教が天理に背叛していることについて、八「楊行省（惟中）への御返答文」「西遊録序」「弁邪論序」「超君瑞元帥に寄せた書翰」。これは道士趙元帥に対する絶交状であ

るとともに道教排撃への一撃でもあった。また、十三「糠孽教民十無益論序」「正月十六日 稲氏新聞の序」もそうだと見られる。

老子・莊子の説く所は別として、楚材は、前述の如く道教の新興宗教である全真教は厳しく批判した。のち憲宗（モンケ）の時に六回にわたる道仏公開討論会が開催され、道教は理論的にも敗北を喫した。第一回は憲宗八年（一二五八）。仏教側の主論師は、楚材の师兄少林寺中興開山報恩寺開山万寿寺住職の雪庭福裕。第二回は世祖至元十八年（一二八一）。主論師は、楚材の师兄報恩寺住職林泉從倫。ついで师兄資聖寺住職全一至溫。林泉從倫の弟子海雲等、万松門下が中心。道教側の主論者は、長春真人の弟子李志常であった。論争の主題は『老子化胡經』についてであつたとされるが、全真教は決定的な打撃をうけて敗退した。⁽¹⁹⁾

彼の財政・税制に対する功績の一端を『元史』は、「楚材の交鈔觀」として、
 有三千元者。奉行交鈔。楚材曰、金章宗時、初行交鈔、與錢通行。有司以出鈔爲制、收鈔爲諱、謂之老鈔。至下以三万貫。唯易一餅。民力困竭、國用匱乏。當爲鑒戒。今印造交鈔。宜不過三萬錠。從之。

楚材者。言其在相位日久、天下貢賦半入其家。后命近臣麻里扎覆視之、惟琴阮十餘及古今書畫、金石遺文数千卷。至順元年、贈経國儀制寅亮佐運功臣・太師上柱國、追封廣寧王、謚文正。子鉉・鑄。

皇后が楚材の故宅を検分させたところ、案に相異して、樂器、書画、金石遺文数千卷のみであった。

生前楚材の改革のうち、壯丁単位の戸籍法、徵稅權の確立、租稅制の厳格化、行政官の独善を改め、民族的差別の撤廃等、これらの改革の被害をもろに受けた高位の顯官達のなせる業であつたであろう。

一二四一年太宗オゴタイが死去し、四年後一二四四年五十五才で楚材もこの世を去る。彼には十二人の仏法の弟子がいた。太宗の死後、皇后ツラキナの摂政となり、王侯貴族の不満爆発し、楚材は罷免を免れたものの実権はアブダル・ラフマンに移る。

楚材の死後、三十数年に及ぶ宰相ゆえに多額の財宝を蓄えしならん、と皇后に誣する者があつた。『元史』一四六に、

甲辰夏五月、薨于位。年五十五。皇后哀悼赙贈甚厚。後有下譜二

秋七月、忽都虎以民籍至。帝議下製州懸賜親王・功臣。楚材曰、裂土分民。易生嫌隙。不如多以金帛與之。帝曰。已許。奈何。楚材曰、若朝廷置吏、收其貢賦。歲終頒之使母擅科徵可也。帝然其計、遂定天下賦稅。每二戶出絲

一斤、以給國用。五戸出絲一斤。以給諸王・功臣湯沐之資。地税、中田每畝二升又半。上田三升。下田二升。水田每畝五升。商税三十分而一。監價銀一兩四十斤。既定常賦。

朝議以爲太輕。楚材曰、作法於涼。其弊猶貪。將有以利進者。則今已重矣。

時工匠制造、糜費官物、十私八九。楚材請皆考覈之以爲定制。

楚材の意見を容れて、天下の賦税制度を決定したが、朝議はこれをもつてはなはだ軽いとした。しかし楚材は、「法を制定するばあい、たとえ税額を軽少にしても、ややもすれば貪欲苟重となりがちのものだと、古人も戒めているが、将来、税を加重して利を進める者が出よう。今でさえ、もう重いのだ」と云った。

当時匠局（中央直轄の物資製造所）で官物製造に濫費多く、十のうち八・九を私腹に収めた。楚材は奏請して、一一これを調査の上、一定の条規を定めた。

結果、こゝに清廉を家風とした耶律家の面目と清貧を旨とする禅者の日常底を垣間見ることが出来る。後に息子鑄の三男、つまり孫が「清貧・清廉の家風を襲ぐ」と『懷軒集』従軍紀行に清貧の家風を伝えている。

長髪、ウト・サカルと尊称された楚材の生涯は禅の境涯に基き、広い視野と教養、そして実行力で、個としての人間と組織集団の理解を通して、動乱の中であるべき理想の姿を追

求し、政治的にその実現に努力した。そして平和確立の為に脆弱な遊牧国家に鞏固な政治体制を確立した菩薩行ともいうべき偉大な生涯と、彼を支えた師万松とその教えの重さが改めて考えられるのである。

注

(1) 「列伝卷三十三」「元史一百四十六」「元史」四四、以下引用は『元史』四四に依った。

(2) 飯田利行『定本湛然居士文集』五〇三頁。以下『居士文集』引用はこれに依った。

(3) 飯田利行『耶律楚材』一六〇頁。

(4) 阿部肇一『中国禪宗史』六五二、三頁。

(5) 「列伝卷三十三」「元史」一百四十六、『元史』四四。

(6) 飯田前掲『耶律楚材』一六三頁。

(7) 堺屋太一『歴史に学ぶ現代の眼』一五二頁。

(8) 拙稿「公案禪の成立について」『駒澤大学仏教学部研究紀要』三〇号参照。

(9) 『定本湛然居士文集譯』六九〇頁。

(10) 飯田前掲『耶律楚材』二九七・八頁。